

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	特定防災街区整備地区内の間口率及び高さの制限の適用除外許可	
根拠法令・条項	建築基準法第67条の3第9項第2号	
所管課	建築安全課	
審査基準	本市には、都市計画において特定防災街区整備地区を定めた区域はなく、今後の見通しも不明確であるため、現時点で、審査基準を定めるのは不合理であり、困難であるため、法の規定どおりとする。	
標準処理期間	標準処理期間	許可については60日を原則とする。
	標準処理期間を設定できない理由	